



国民健康保険係からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (135)

◆高額療養費について

医療機関で支払った1か月分の医療費（一部負担金）が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により『高額療養費』として支給されます。

大崎町役場では、該当者に封書でお知らせしています。

（お知らせは、早くて受診月の2か月後になります。）



申請時に必要なもの

- ・高額に該当した月の領収書
- ・世帯主の認印
- ・世帯主名義の通帳

※少ない金額でも領収書が必要です。（必要な領収書は役場からの封書に書いてあります。）

～お願い～

- ・領収書は該当した月の分のみを持ってきてください。
- ・時々、領収書を持って来られて「高額療養費として返ってきませんか？」と尋ねる方がいます。該当する方には通知しますので、封書が届くのをお待ちください。

※高額療養費として支給されるのは、保険内の負担金額が自己負担額を超えた場合です。支払った金額(食事代、部屋代等の保険外も含まれる為)を超えた場合ではないのでご注意ください。

入院の場合

一医療機関の窓口支払いは限度額までとなります。限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ『限度額適用認定証』の交付を申請してください。この認定書を医療機関などの窓口で提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。

※役場の国民健康保険係で交付しますので、世帯主の認印をご持参ください。

※70歳以上の方は、低所得者Ⅰ・Ⅱ（住民税非課税世帯）の方のみ、『限度額適用認定証』が必要となります。

告知！平成24年4月1日より

外来についても『限度額適用認定証』の提示より、一医療機関での窓口支払いが限度額までとなります。

大崎町の医療費

| 区 分   | 診 療 年 月 | 国民健康保険       |            |              |
|-------|---------|--------------|------------|--------------|
|       |         | 一 般 分        | 退 職 者 分    | 合 計          |
| 被保険者数 | 平成23年8月 | 4,728人       | 311人       | 5,039人       |
|       | 平成22年8月 | 4,908人       | 267人       | 5,175人       |
| 医療費総額 | 平成23年8月 | 148,268,845円 | 6,914,408円 | 155,183,253円 |
|       | 平成22年8月 | 147,707,277円 | 5,924,229円 | 153,631,506円 |

| 区 分      | 診 療 年 月 | 一般被保険者分 | 退職被保険者分 | 全被保険者分  |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 一人当たり医療費 | 平成23年8月 | 31,360円 | 22,233円 | 30,796円 |
|          | 平成22年8月 | 30,095円 | 22,188円 | 29,687円 |